

平成28年1月15日

受益者の皆様へ

T&Dアセットマネジメント株式会社

信託終了（繰上償還）の予定に関するお知らせ

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

また、平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、ご投資いただいております追加型証券投資信託 大同のMMF（マネー・マネージメント・ファンド）（以下「当ファンド」といいます。）は、平成4年5月8日の設定以来、受益者の皆様の資産運用の一助となるべく運用を行ってまいりましたが、純資産総額は減少傾向にあり大幅な改善が見込めない中、運用の基本方針に則った運用の継続が困難な状況となりつつあります。

つきましては、以下の通り信託終了（繰上償還）を予定しておりますためここにお知らせいたします。何卒ご理解を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

敬具

記

1. 対象ファンド

追加型証券投資信託 大同のMMF（マネー・マネージメント・ファンド）

2. 日程

- | | |
|-------------------|---|
| ① 受益者の確定日（電子公告開始） | : 平成28年1月15日
（弊社ホームページ（ http://www.tdasstet.co.jp/ ）にて公告） |
| ② 異議申立期間 | : 平成28年1月15日から平成28年2月15日 |
| ③ 異議申立受益者の買取請求期間 | : 平成28年2月17日から平成28年3月7日まで(予定) |
| ④ 信託終了（繰上償還）日 | : 平成28年4月28日(予定) |

3. 異議申立の方法

平成28年1月15日現在の受益者で、信託終了（繰上償還）についてご異議のある方は、書面（書式自由）に(2)の事項をご記入のうえ、平成28年2月15日（必着）までに(1)の宛先へご送付ください。

信託終了（繰上償還）にご同意いただける場合、お手続は不要です。

(1) 宛先

〒108-0014 東京都港区芝五丁目36番7号

T&Dアセットマネジメント株式会社 商品開発部 開示担当 宛

(2) ご記入いただく事項

- ① 住所
- ② 氏名または名称および捺印
- ③ 電話番号（日中ご連絡先）
- ④ 保有ファンド名および口数
- ⑤ 取扱販売会社名、お取引の本・支店名、取引口座番号
- ⑥ 本件に異議を述べる旨（例：信託終了（繰上償還）に異議を申立てます。）

当ファンドについて複数の取扱販売会社で口座をお持ちの方、同一販売会社であっても複数口座をお持ちの方は、保有する全ての取扱販売会社名、お取引の本・支店名、取引口座番号をご記入ください。なお、弊社では、ご記入いただいた書面にて確認できた受益権口数に限り異議申立口数とさせていただくものとし、この場合は下記6. の買取請求の取扱いに際しても、当該口数に限り受付を行うものとします。

[留意事項]

- ・お申出いただいた事項にて不備がある場合や確認ができない場合等は、異議申立の受付ができないことがありますのでご注意ください。
- ・異議申立にあたり、お客様に関する個人情報を販売会社および受託会社が共有することにご同意いただいたことといたしますのでご了承ください。なお、当該手続に伴い弊社が取得したお客様に関する個人情報は、受益権口数の管理および買取請求の事務処理を目的に利用するもので、その範囲を超えて利用することはありません。
- ・郵便事情等により当該書面が当該期間中に未着となった場合、弊社はその責を負いません。

4. 異議申立の判定

当該期間中に異議申立のあった受益者の受益権口数の合計口数が、当該受益権の総口数の2分の1を超えないときは、予定通り信託終了（繰上償還）を行います。

ただし、上記の結果に至らなかった場合には、信託終了（繰上償還）は中止されます。この場合、信託終了（繰上償還）を行わない旨およびその理由を速やかに公告し、かつ受益者の確定日現在における知られたる受益者の皆様にお知らせいたします。

信託終了（繰上償還）の決定につきましては、弊社ホームページ上にてご確認いただけます。（平成28年2月16日予定）

5. 信託終了（繰上償還）が決定した後の取得申込と一部解約の受付について

信託終了（繰上償還）が行われることとなった場合には、平成28年2月17日以降の取得申込の受付を中止いたします。また、一部解約の請求は平成28年4月22日まで受付を行います。

6. 異議申立をされた受益者の買取請求の手続について

予定通り信託終了（繰上償還）を行う場合、異議申立をされた受益者の方は、自己に帰属する受益権を当該受益権が有すべき公正な価額で買取すべき旨を、取扱販売会社を通じて受託会社に対し請求することができます。

異議申立をされた場合でも、必ず買取請求をしなければならないものではありません。
引き続き保有していただくことも、通常の換金手続をしていただくこともできます。

① 買取請求期間：平成28年2月17日から平成28年3月7日まで

② 弊社より、異議申立をされた受益者の方に買取請求手続に関する書類（以下「買取書面」といいます。）を送付いたします。

③ 受益権の買取請求をされる場合は、弊社が送付する②の買取書面に必要事項をご記入のうえ、取扱販売会社のお取引の本・支店等にご提出ください。

④ 買取書面は、販売会社から委託会社を経由して受託会社へ送付されます。

⑤ 受託会社で買取書面が受理された後、投資信託財産による買取が実行されます。

⑥ 受託会社より、買取書面にご記入いただいた指定口座等に買取代金が直接振込まれます。

なお、買取代金は、当該受益権が有すべき公正な価額（受託会社が必要書類を受理した日の翌営業日の前日に算出される基準価額）から振込手数料および買取請求計算書等の送付費用が差し引かれた金額となります。

[留意事項]

- ・上記の買取請求は、異議申立をされた受益者の方のみを対象とするものであり、通常の換金手続である販売会社に対する買取請求とは異なります。
- ・上記の手続においては、買取代金のお支払いまでに通常の換金手続よりも日数を要する可能性がありますので、予めご了承ください。
- ・異議申立の有無にかかわらず、取扱販売会社において、通常の換金手続を行うことができます。

ご不明な点がございましたら、取扱販売会社または下記へお問い合わせください。

T&Dアセットマネジメント株式会社 投信営業部
電話番号 03-6722-4810（受付時間：営業日の午前9時～午後5時）

以上